

令和3年度 第11回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第11回農業委員会総会日程表

日時 令和4年2月7日（月） 午後1時30分～
場所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
日程第6 議案第4号 農地台帳登載願について
日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
日程第8 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について

出席委員（18名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 | 9 星川俊夫 |
| 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | | |

出席農地利用最適化推進委員（21名）

- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
| 5 石川俊治 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 |
| 9 尾崎之隆 | 10 喜井仁志 | 12 三宅恒久 | 13 紀井正明 |

14 受川清男 17 鈴木一郎 18 眞鍋聖二 19 川上雅司
20 渡辺昇 21 越智寧 22 村上佳清 24 高橋祥志
25 鈴木敏也

欠席委員（1名）

6 中泉敏則

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

11 村上紘一 15 河村一碩 16 合田篤夫 23 近藤良啓

出席した職員

事務局長 篠原敬三 係長 船場敦司
係長 武村美保 係長 三村真都華 主査 金子愛弓

第11回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和4年2月7日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第11回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

6番 中泉 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

11番 村上 委員

15番 河村 委員

16番 合田 委員

23番 近藤 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

12番 眞鍋 委員

13番 鈴木 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。船場 係長

船場 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和3年10月27日解約。

番号2の案件については、令和3年11月11日解約。

番号3の案件については、令和3年11月20日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定化を目指すものです。許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、贈与による所有権移転で、許可後は水稻と芋の作付けを予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため

め申請するもので、許可後は野菜の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 現地確認しました。渡人は、以前みかんを栽培していましたが、現在は、肥培管理されていない状態です。受人には、申請地を譲り受けた後は、きちんと作物を植えて管理してもらおうよう指導しており、今後きちんと管理するということを確約しておりますので許可することに異議ありません。

議長 3番

委員 受人は、前年度、新規就農者として農業を始め、今後は農業と福祉を融合させた事業所を立ち上げる予定の方です。現在はブロッコリー、ジャガイモ等を栽培されており、本件に関しても異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は13件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、自身が役員を務める会社が、事業拡大により新たな駐車場が必要となったため、事務所の隣接地を譲り受けての貸駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号2の案件について、受人は、現在の住まいを子供に譲渡するため、申請地を譲り受けての自己住宅建築で、申請地は第2種農地であり、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在同地域内で住宅建築の要望が多いことから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は、第3種農地であり、用途地域内でもあることから、分譲宅地を目的とする転用についてはやむを得ないと思われます。なお、申請地には簡易な倉庫が建築されているため始末書が提出されています。

番号4の案件について、受人は、現在、賃貸住宅に居住しており、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は、自身が運営管理するアパートの駐車場が手狭なため、申請地を借り受けての駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。

番号6と7の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は、宅地建物取引業を営む法人ですが、現在同地域内で住宅建築の要望が多いことから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は、第3種農地であり、用途地域内でもあることから、分譲宅地を目的とする転用についてはやむを得ないと思われま

す。番号8の案件について、受人は、自宅への進入路を拡幅するため申請するもので、申請地は農地としての機能を十分に有さず、生産性も低い農地であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。なお、既に道路として使用されているため、始末書が提出されています。番号9の案件について、受人は、自身の農地に出入りするための農道が、狭隘で支障をきたしているため、進入路を確保するため申請するもので、申請地は農地としての機能を十分に有さず、生産性も低い農地であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。なお、既に道路として使用されているため、始末書が提出されています。番号10と11の案件について、受人は、林業を営む法人の役員を務めており、その法人が所有する車両の駐車場が不足しているため、申請地を譲り受け、法人へ貸し出すための駐車場建設で、申請地は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、やむを得ないと思われま

す。番号12と13の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は土木工事業を営む法人ですが、近年、業績が好調であることや、従業員の増加に伴い、事業場を拡大するため、申請地を譲り受けての倉庫及び駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番と5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番と7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番と9番

委員 特に異議ありません。

議長 10番と11番

委員 特に異議ありません。

議長 12番と13番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」
について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求め

ます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（貸借）の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三村 それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（貸借）の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、10年間の貸貸借です。

番号2の案件については、5年間の貸貸借です。

番号3から6の案件については、4年間の貸貸借です。

番号7の案件については、10年間の貸貸借です。

番号8の案件については、10年間の使用貸借です。

番号9の案件については、5年間の使用貸借です。

番号10と11については関連案件のため、まとめて説明します。番号10については、申請地を農地中間管理機構へ10年間貸し付けを行い、番号11については、その申請地を農地中間管理機構から借り受けるというものです。

この制度のメリットは、機構という公的な機関が間に入ることにより、出し手は安心して貸すことができ、受け手は安定的にまとめて農地を借りることができることから経営規模の拡大を図れます。また、一定の要件を満たせば、出し手に協力金が交付されたり、固定資産税の軽減措置が受けられます。ただし、機構が借り受ける農地は、借受希望のある農地や1年以内に借受希望の見込まれる農地に限られます。

番号12から15の案件については再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号12番から15番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番から6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議長 10番と11番

委員 特に異議ありません。

議長 番号12番から15番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載願について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三村 それでは、議案第4号、「農地台帳登載願について」説明いたします。

番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、1月12日に現地調査を行いました。

番号2の案件については、農地台帳登載申請があり、1月21日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 1月12日、現地確認をいたしました。イチジクの木が植えられており、しっかりとした管理がなされていると確認できました。

今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 1月21日、現地確認をいたしました。ハナシバが植えられており、しっかりとした管理がなされていると確認できました。

今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1と2の案件については、1月13日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでに2人とも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

また1月13日、現地確認を申請者と事務局でおこないました。番号1と2の案件については、しっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」について、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、先程説明しました、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号12と13の「倉庫及び駐車場」の関連案件です。申請人より、一体利用地として開発行為を行うため、現在の「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げ後、隣接地とともに倉庫及び駐車場として一体利用する予定です。なお、代替道と代替水路として一部を寄附する予定です。また、地元水利組合の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われま

す。番号2の案件について、申請人より、当該「道・水路」は公共の用に供さ

れていないため、払い下げを受け、隣接地とともに駐車場として一体利用する予定です。また、地元土地改良区の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われま

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 特にありません。

議長 番号2番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第11回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:15)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 松 本 博 美

委 員 真 鍋 晴 豊
